

桶川市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

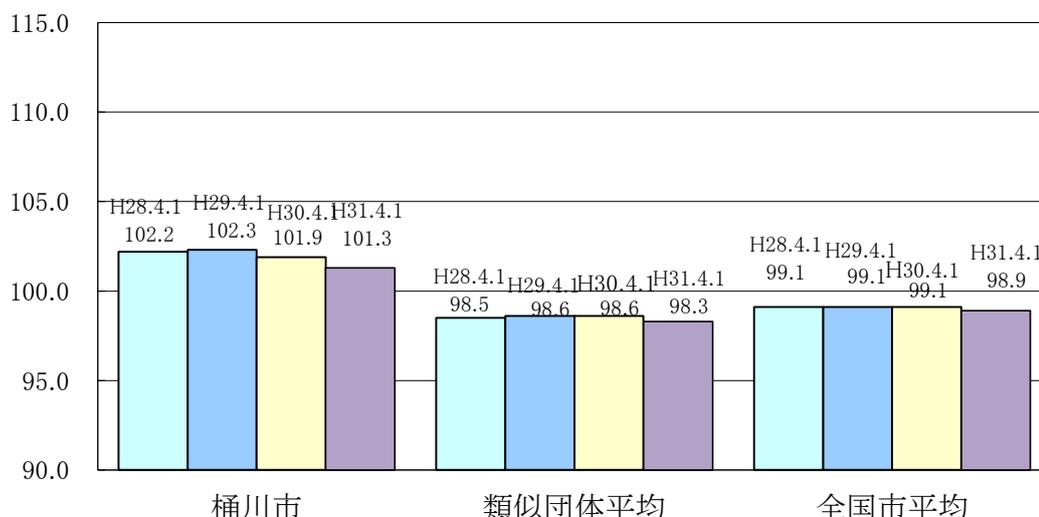
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 75,408	千円 22,481,276	千円 427,668	千円 3,566,037	% 15.9	% 13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
30年度	人 419	千円 1,435,723	千円 434,938	千円 624,275	千円 2,494,936	千円 5,955	千円 6,170

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている主な理由としては、人材確保の点から初任給を国よりも4号給高く設定していること、また、職員の昇給・昇格制度が国と異なること等が挙げられる。職員の給与については、人事院勧告への準拠を基本に県内他市の状況等を踏まえ、適正な給与制度の維持に努める。

(4) 給与改定の状況 **※人事委員会を設置していないため、記載なし**

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取組みとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準10%に対し、桶川市においても10%を支給。
 (実施時期) 平成28年4月1日より実施。

	平成27年度の 支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
	4月1 日時点	遡及改 定後				
国基準による支給割合	5%	7%	10%	10%	10%	10%
桶川市の支給割合	5%	7%	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
桶川市	39.8 歳	309,800 円	420,407 円	375,685 円
埼玉県	42.4 歳	320,608 円	419,166 円	374,918 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	309,709 円	398,167 円	355,160 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
桶川市	46.1歳	11人	328,000円	423,591円	383,991円	—	—	—	
<small>外自動車運転手</small>	56.4歳	1人	363,500円	506,800円	—	自家用自動車運転手	61.6歳	212,500円	2.38
<small>うち清掃職員</small>	46.2歳	7人	329,600円	429,815円	390,415円	廃棄物処理業作業員	45.9歳	296,600円	1.45
<small>うちその他</small>	42.5歳	3人	312,200円	381,133円	354,633円	—	—	—	
埼玉県	55.8歳	228人	350,412円	412,602円	396,600円	—	—	—	
国	50.9歳	2,431人	287,312円	329,380円	—	—	—	—	
類似団体	51.2歳	23人	326,070円	387,535円	358,673円	—	—	—	

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
桶川市	—	—	—
<small>外自動車運転手</small>	7,936,000円	2,737,900円	2.90
<small>うち清掃職員</small>	6,864,180円	4,102,900円	1.67
<small>うちその他</small>	6,230,696円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成27年度～平成29年度の3ヵ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		桶川市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	187,200 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	158,300 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	158,100 円	155,500 円	— 円
	中学卒	— 円	139,950 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

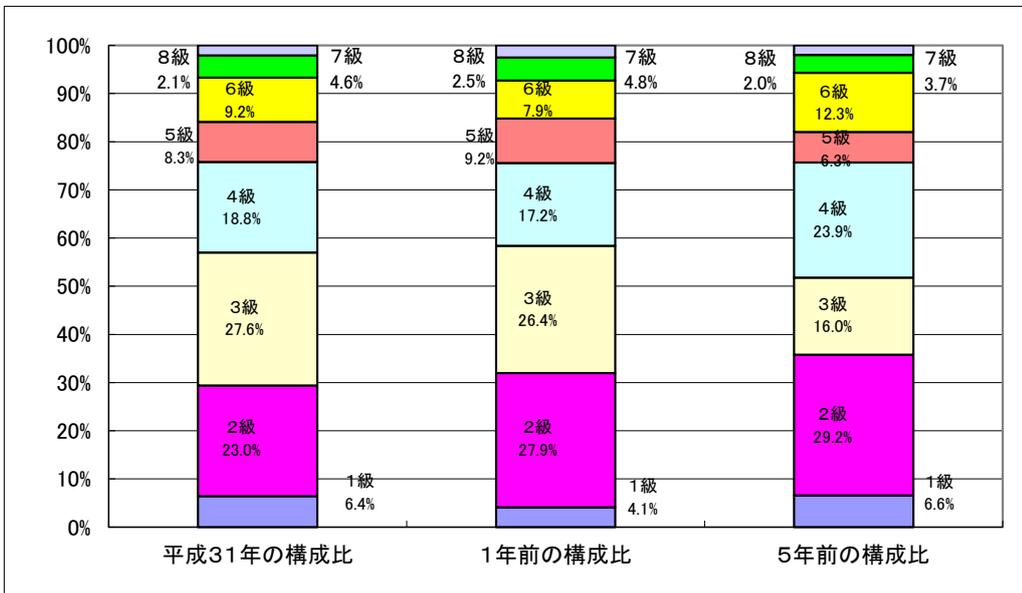
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,971 円	323,771 円	360,800 円
	高校卒	— 円	— 円	278,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

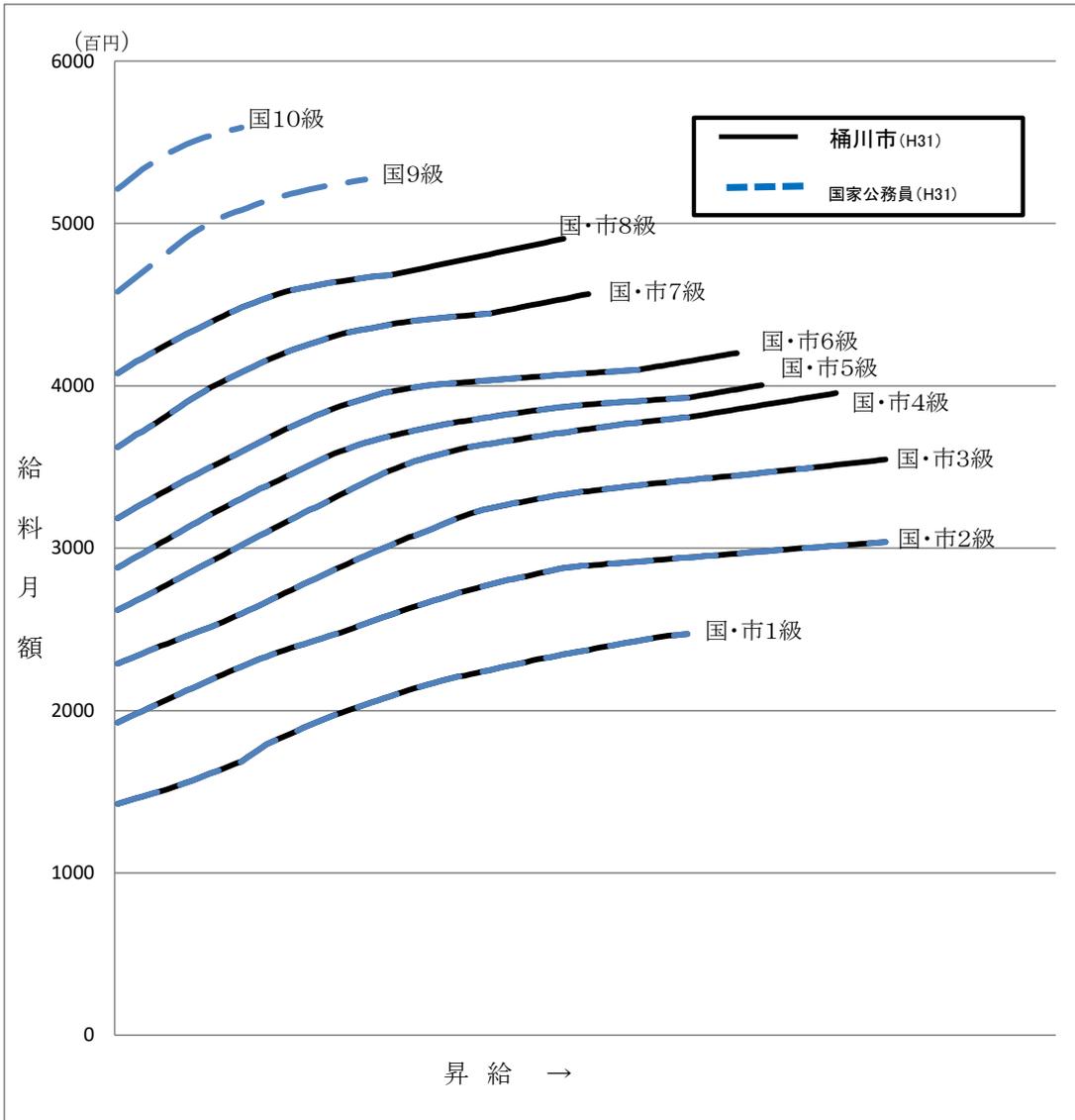
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	7人	2.1%	408,100円	468,600円
7級	副部長	15人	4.6%	362,900円	444,900円
6級	課長	30人	9.2%	319,200円	420,600円
5級	副課長・主幹	27人	8.3%	288,900円	400,800円
4級	係長・主査	61人	18.8%	263,000円	396,000円
3級	主任	90人	27.6%	230,000円	355,100円
2級	主事・技師	75人	23.0%	194,000円	304,200円
1級	主事補・技師補	21人	6.4%	144,100円	247,600円

- (注) 1 桶川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

桶川市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,588 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,749 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度			

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

桶川市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	631 千円	20,184 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)			153,753 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			366,952 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
桶川市全域	10 %	419 人	10 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		4,065 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		25,566 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		37.9 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃作業手当	リサイクル推進課技術員	ゴミ等の収集・処理	月額5,500円
		犬、猫等動物の死体の処理業務	1件300円
土木現場業務手当	土木又は建築の設計、測量、監理又は監督の業務に従事する者	土木又は建築の設計、測量、監理又は監督の業務	月額1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人又は変死人の処理に従事した者	行旅死亡人又は変死人の処理	1件3,000円
福祉業務手当	法定援護事務の指導調査業務及び知的障害児通園施設で指導員・保育士業務に従事する者	法定援護事務の指導調査・知的障害児通園施設の指導員及び保育士業務	月額3,000円
保育士手当	保育所における保育業務に従事する保育士	保育所における保育業務	月額2,000円
看護師・保健師技術手当	法定の予防接種、療養指導、家庭訪問指導等の業務に従事する看護師・保健師	法定の予防接種、療養指導、家庭訪問指導等の業務	月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	120,417 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	349 千円
支給実績(29年度決算)	123,083 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	364 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同		36,740 千円	87,685 円
	父母等 6,500円				
	子 10,000円				
	特定期間加算(15歳~22歳)5,000円				
住居手当	借家・借間 最高支給額27,000円	異	支給額等	36,172 千円	86,329 円
	持家 4,500円(新築又は購入から5年経過する日まで 5,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異	上限額の未設定	19,510 千円	46,563 円
	片道2km以上交通用具(自動車等)利用者				
管理職手当	役職に応じて支給(45,000円~85,000円)	異	支給額等	64,281 千円	624,087 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分	給料	月額	
		額	等
市 長	902,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	() 円	1,061,000 円 /	455,000 円
副 市 長	770,000 円		
	() 円	885,000 円 /	620,000 円
議 長	437,000 円		
	() 円	737,000 円 /	357,000 円
	副 議 長	384,000 円	
議 員	() 円	653,000 円 /	294,000 円
	358,000 円		
() 円	591,000 円 /		266,000 円
市 長	(30年度支給割合)		
	4.45	月分	
副 市 長	(30年度支給割合)		
	4.45	月分	
議 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	給料月額×35/100×在職月数×115/100	17,620,000円	任期満了時
副 市 長	給料月額×21/100×在職月数×115/100	9,040,000円	任期満了時
備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

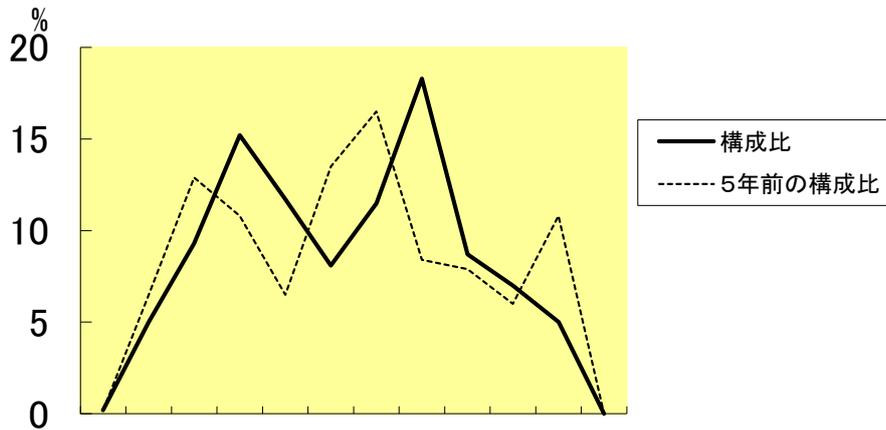
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成31年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	6	6	0	業務増、単独副部長設置の増 任期付職員の減 任期付職員の増、業務増、欠員補充の増 任期付職員の減、現業職員の減
		総務	100	106	6	
		税務	31	28	△3	
		民生	126	135	9	
		衛生	38	35	△3	
		労働	1	1	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	11	11	0	
	土木	51	50	△1		
	計	368	376	8	業務減	
	教育部門	51	51	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.86 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 49.29 人)	
	消防部門					
	小 計	419	427	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.56 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 63.02 人)	
公 営 企 業 業 計 等 部 門	下水道	9	8	△1	欠員不補充	
	その他	25	25	0		
	小 計	34	33	△1		
合 計		453	460	7		
		[515]	[515]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である(教育長を除く)。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳											歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以上
満											

区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 23	人 43	人 70	人 54	人 37	人 53	人 84	人 40	人 32	人 23	人 0	人 460

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	360	362	363	364	367	368	8 (2.2%)
教育	54	53	53	50	50	51	△3 (△5.6%)
普通会計	414	415	416	414	417	419	5 (1.2%)
公営企業等 会計	31	29	32	33	31	34	3 (9.7%)
総合計	445	444	448	447	448	453	8 (1.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長を除く)。